

## 第七章 趣味・娯楽

余暇時間の増大や、老人の生きがいなどがいわれるとき、必ず趣味の問題がとりあげられている。ちなみに趣味の意味を『広辞苑』でひいてみると、つぎのようになっている。

① 感興をさそう状態。おもむき。あじわい。

② ものごとのあじわいを感じとる力。美的感覚のもち方。このみ。

③ 専門家としてでなく、楽しみとしてする事柄。

一方、娯楽はというと、人間の心をたのしませ、なぐさめるものという意味をもっており、いずれも人びとが生活を楽しく豊かなものに助長するうえで、欠くことのできないものとなっている。趣味も娯楽もその言葉の意味から、どこかでつながっている部分があり、単純に区分できない面を持っている。

ところで一口に趣味あるいは娯楽といっても、千差万別であり、すべてをこまかく網羅することは至難のわざであろう。ここでは、村誌編さんに当たって実施したアンケートの結果をもとにみていくことにした。

### 第一節 趣味・娯楽の態様

アンケートでは、「家族の中で下の趣味・娯楽を持っている者があつたなら、当てはまるところへ○印をつけてく

ださい。」という設問で、囲碁・将棋・狩猟・釣り・盆栽・短歌・俳句・川柳・書道・絵画・詩吟・民謡、その他、の十三項目を列挙した。その結果は別表のとおりであるが、○印の総数五百四十八人となり、アンケート回答世帯総数四百九十四と比較して、一世帯に一人以上はなんらかの趣味を持ち、娯楽の手段をもっているということになる。実態は数項目をあげている世帯もあり、まったくあげない世帯もあったわけだが、項目が限定されていたため、実際にもっている趣味娯楽が、アンケート項目になかった理由で回答を保留したものもあったことも考えられる。

さて、もつとも多かつたのが盆栽で二〇・六％、ついで釣りの一四・四％、将棋の一三・九％となり、その他の一五・三％を除けば他はいずれも一〇％を割っている。

自然を身近かにおいて鑑賞する盆栽は、その階層をひろげ、根強いファンをもっているが、本村で盆栽愛好者がだんぜん多いのは、山林原野の多い地域であることが理由の一つにあらう。盆栽創造の素材が豊富にあるにちがいない。釣りが多いのは、河口湖・西湖に近いことが考えられるが、最近では一般に海釣りの愛好者も増えている。囲碁・将棋では両方かなりの開きがある。

最近、短文芸を趣味とする人口が全国的に増加している。ことに俳句などは、ブームとまでいわれ、女性の作者が急増しているといわれている。しかし本村では、アンケートでみるかぎり、短歌・俳句・川柳などを趣味とする人は少ない。これらの芸術の分野では、書道を趣味とする人もつとも多い。民謡も人気のある趣味・娯楽の一つとなっている。

選択項目数にかぎりがあったため、その他に○印を付したものが、八十四件一五・三％と高い数字を示している。これらの中味を順不同であげてみると次のとおりである。( )内の数字は、それを趣味娯楽としてあげた世帯数である。

家族の趣味娯楽の状況

| 区分    | 鳴沢区 | 大田区 | 計   | %    |
|-------|-----|-----|-----|------|
| 囲碁    | 23  | 8   | 31  | 5.7  |
| 将棋    | 53  | 23  | 76  | 13.9 |
| 狩猟    | 38  | 5   | 43  | 7.8  |
| 釣り    | 59  | 20  | 79  | 14.4 |
| 盆栽    | 73  | 40  | 113 | 20.6 |
| 短歌    | 8   | 30  | 11  | 2.0  |
| 俳句    | 6   | 4   | 10  | 1.8  |
| 川柳    | 0   | 2   | 2   | 0.4  |
| 書道    | 27  | 9   | 36  | 6.6  |
| 絵画    | 8   | 4   | 12  | 2.2  |
| 詩吟    | 3   | 9   | 12  | 2.2  |
| 民謡    | 23  | 16  | 39  | 7.1  |
| その他   | 59  | 25  | 84  | 15.3 |
| 計     | 380 | 168 | 548 | 100  |
| 調査表総数 | 343 | 151 | 494 |      |

ものと思われる。ことに、最近社会教育の一環としての文化協会の活動がさかんとされており、余暇の活用、あるいは生甲斐のよりどころとしての趣味娯楽、自分を表現し、自己実現につながる趣味娯楽の分野での活動がひろがっていくことが考えられる。

## 第二節 狩猟・刀剣

狩猟は免許なくしてこれを行うことはできない。「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」では次のように規定している。

第四条 狩猟免許ハ甲乙丙ノ三種トシ狩猟免許ヲ交付ス

②甲種狩猟免許ハ銃器ノ使用以外ノ方法ヲ以テ狩猟ヲ為ス者ニ、乙種狩猟免許ハ銃器（空気銃ヲ除ク）ヲ使用シテ狩猟ヲ為ス

ピアノ（二）、読書（二）、大正琴（三）、踊り（三）、尺八、民芸（二）、華道、茶道、手芸、彫刻、藤作り、ざる作り、園芸、郷土史、スポーツ（七）、カラオケ（七）など、スポーツでは、スキー・バレーボール・ゴルフなどが具体的にあげられていた。日本古来の伝統的に根強い趣味に加えて、新しい趣味娯楽が生まれ、多様化しているが、これからますますその傾向を強めていく

狩猟免許者数

| 年 度 | 甲種狩猟<br>免許者数 | 乙種狩猟<br>免許者数 | 丙種狩猟<br>免許者数 | 計      |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------|
| 54  | 95           | 11,028       | 517          | 11,640 |
| 55  | 97           | 10,595       | 476          | 11,168 |
| 56  | 122          | 9,932        | 436          | 10,490 |
| 57  | 129          | 9,452        | 443          | 10,024 |
| 58  | 122          | 8,576        | 371          | 9,069  |

者三、丙種狩猟免許状ハ空気銃ヲ使用シテ狩猟ヲ為ス者ニ之ヲ交付ス  
 ここでいう甲種とは網やわな、乙種はライフル銃や散弾銃、丙種は空気銃やガス銃をもってそれぞれ狩猟を行うものに区分されている。

本村で狩猟を趣味とする人は、前節の表のとおり、四十三世帯ある。およそ一・五世帯に一人の割合で狩猟を行う人がいることになる。山梨県統計年鑑によれば、昭和五十四年度から同五十八年度までの五年間における県内の狩猟免許者の状況は別表のとおりで、年ごとに減少している。鳥獣保護の徹底や禁猟区の拡大、さらには銃砲等所持規制の強化等があいまつての結果と思われる。一方新しいレジャーの出現も狩猟者減少に拍車をかけているであろう。

昭和五十八年度で県下では、甲乙丙各種の免許を合わせても、二十六世帯に一人の割合で免許を所持していることになる。本村の狩猟人口は県平均の二倍を上回ることになる。

山林原野の多い地域の特徴から、本村ではむかしから狩猟を行うものが多かった。もちろん今でこそ狩猟はレジャーの一つとなっているが、そのむかしは、これを職業とする者が多かったのである。

現在の制度では、狩猟を行う者は、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」(大正七年四月四日法律第三二号)および「山梨県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則」(昭和五十四年七月二十三日山梨県規則第三三三号)の規定によって免許を申請し、その交付を受けなければならないことになっている。また、「銃砲刀剣類所持取締法」(昭和三十三年三月十日法律第六号)によって、銃砲等の所持の許可を得なければならないことになっている。もちろんこれら

の法律が施行される以前においても規制はあった。明治時代のものであるが、狩猟免許下付願、銃砲発見届の記録が残されている。

狩猟免許状御下付願

山梨県南都留郡鳴沢村大字鳴沢第百六拾三番戸平民

戸主 渡辺光正長男

平民農 渡 辺 高 吉

当十月 拾七年

一 乙種職猟免許状

一 和銃玉目式目式分

一 規制第三拾条ノ処分ヲ受ケタル事ナシ

右私儀職猟致度候間免許状御下付被成下度此奉願候也

明治二十六年十月廿五日

右 渡 辺 高 吉<sup>㊦</sup>

印形無之ニ付戸主渡辺光正代印

山梨県知事 田 沼 健 殿

証明書

南都留郡鳴沢村大字鳴沢第百六拾三番戸渡辺光正長男

渡 辺 高 吉

当十月 拾七年

右之者今般乙種職猟免許状御下付願致度旨ヲ以テ証明願出ニ付取調候処狩猟規則第八条各項ニ触レザルコト及本人ノ住所族籍職業氏名年令等相違無之事ヲ証明ス

明治二十六年十月廿五日

証明書御下付願

南都留郡鳴沢村長

渡 辺 正 平

南都留郡鳴沢村大字鳴沢第八拾貳番戸平民農

小 林 玲 作

当十月三十三年八月月

右ハ自分儀今般別紙之通職獵免許狀出願致度候ニ付狩獵規則及全施行細則ニ触レサル旨御証明御下付相成度此段奉願候也  
明治二十六年十月廿八日

鳴沢村長 渡 辺 正 平 殿

右 小 林 玲 作 印

このように、免許を受けようとする本人が県知事あてに交付願いが出されるとともに、村長あてに身分および規制への抵触の有無等についての証明願いが出され、村長の証明を添えて県へ下付願いが進達されたわけである。

これらの文書はいくつか村役場に保存されている。いずれも職業として狩獵を行うためのものであつて、趣味娯楽として触れることはいささかなじまないかも知れない。

銃砲刀剣を発見した場合、これを届出て登録し、所持しなければならぬことになっているが、明治時代の発見届の記録がある。

銃砲発見届

南都留郡鳴沢村大字鳴沢第百六拾三番戸平民

渡 辺 光 正

一 和銃玉目式匁貳分

右ハ祖先伝来ノモノニシテ曾テ銃砲御検査ノ際心当リ処ニ相尋ネ候得共更ニ不見当其候ニ打過キ今般私所有之板蔵中ナル据付

殺箱下ヨリ前記ノ物品発見仕候間御検査被成下度此段願上候也

明治十六年十月廿五日

吉田警察署 御中

この文書からみると、銃砲の所持状況のいっせい検査が行われていたようである。その頃どれくらい銃砲の所持者がいたか、明治二十一年（一八八八）に村から警察署へ報告した文書がある。次にその一覧表を掲げることにする。

| 西洋銃種類     | 警 号 | 郡 村 番 身 分   | 職 業 | 姓 名       | 年 月 日 誕 生      |
|-----------|-----|-------------|-----|-----------|----------------|
| ピストール銃三番形 | 警 第 | 南都留郡鳴沢村拾九番戸 | 平民農 | 渡 邊 敬 知   | 文政 十丁亥年 二月廿一日生 |
| ピストール銃三番形 |     | 同郡同村八拾七番戸   | 平民農 | 渡 邊 庄三郎   | 天保 四癸巳年 一月廿七日生 |
| 和銃貳文目玉    |     | 同郡同村百廿番戸    | 平民農 | 渡 邊 源三郎   | 文政 二己卯年 二月 十日生 |
| 和銃貳文目五分玉  |     | 同郡同村五拾壱番戸   | 平民農 | 小 林 傳 吾   | 嘉永 二己酉年 一月 七日生 |
| 和銃貳文目四分玉  |     | 同郡同村四番戸     | 平民農 | 小 林 光 重   | 安政 五戊午年 一月 一日生 |
| 和銃貳文目四分玉  |     | 同郡同村四十貳番戸   | 平民農 | 渡 邊 常 清   | 天保十二辛丑年十二月廿九日生 |
| 和銃貳文目貳分玉  |     | 同郡同村七拾番戸    | 平民農 | 渡 邊 新 七   | 安政 六己未年 七月十五日生 |
| 和銃貳文目四分玉  |     | 同郡同村七拾四番戸   | 平民農 | 渡 邊 平重郎   | 嘉永 五壬子年 三月 五日生 |
| 和銃三文目貳分玉  |     | 同郡同村八拾四番戸   | 平民農 | 渡 邊 興 吉   | 安政 二己卯年 三月 六日生 |
| 和銃貳文目貳分玉  |     | 同郡同村八拾七番戸   | 平民農 | 渡 邊 庄三郎   | 天保 四癸巳年 一月廿七日生 |
| 和銃壹文目八分玉  |     | 同郡同村百廿八番戸   | 平民農 | 佐 藤 直 右 門 | 弘化 四丁未年 三月 四日生 |
| 和銃貳文目四分玉  |     | 同郡同村百廿七番戸   | 平民農 | 渡 邊 平 右 門 | 天保十三壬寅年 十月 十日生 |
| 和銃貳文目三分玉  |     | 同郡同村百番戸     | 平民農 | 三 浦 清 右 門 | 安政 元甲寅年 三月廿三日生 |
| 和銃四文目玉    |     | 同郡同村拾九番戸    | 平民農 | 渡 邊 親 孝   | 嘉永 四辛亥年 八月 十日生 |
| 和銃貳文目貳分玉  |     | 同郡同村同       |     | 同 人       | 同              |

右 渡 邊 光 正<sup>㊦</sup>

|            |               |         |                 |
|------------|---------------|---------|-----------------|
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村貳拾壹番戶平民農  | 渡邊治作    | 弘化 三丙午年 五月 八日生  |
| 和銃貳文目八分玉   | 同郡同村三拾五番戶平民農  | 三浦旨口    | 天保十三壬寅年 五月廿五日生  |
| 和銃貳文目三分玉   | 同郡同村三拾七番戶平民農  | 三浦滿正    | 嘉永 五壬子年十一月廿五日生  |
| 和銃貳文目貳分玉   | 同郡同村百四拾三番戶平民農 | 渡邊豐茂    | 天保 四癸巳年 十月十二日生  |
| 和銃貳文目三分玉   | 同郡同村百三拾三番戶平民農 | 渡邊義口    | 天保十四癸卯年 八月十五日生  |
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村同         | 同 人     | 同               |
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村百六十番戶平民農  | 渡邊義勝    | 嘉永 元 戊申年 二月十五日生 |
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村百四拾五番戶平民農 | 渡邊作平    | 天保 六乙未年十二月廿五日生  |
| 和銃貳文目五分玉   | 同郡同村百五拾三番戶平民農 | 渡邊勝藏    | 文久 三癸亥年 七月十九日生  |
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村百六拾壹番戶平民農 | 渡邊綱義    | 嘉永 二己酉年 一月 八日生  |
| 和銃貳文目玉     | 同郡同村百五拾五番戶平民農 | 渡邊角右工門  | 嘉永 四辛亥年 三月 四日生  |
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村百六拾五番戶平民農 | 渡邊駒藏    | 慶応 三丁卯年 四月廿六日生  |
| 和銃貳文目五分玉   | 同郡同村百六拾七番戶平民農 | 渡邊音松    | 慶応 元乙丑年十一月廿七日生  |
| 和銃貳文目玉     | 同郡同村百七拾壹番戶平民農 | 渡邊源藏    | 天保十一庚子年 一月 一日生  |
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村百七拾九番戶平民農 | 渡邊梅吉    | 萬延 元 庚申年十一月十九日生 |
| 和銃貳文目三分玉   | 同郡同村百八十四番戶平民農 | 渡邊長右工門  | 嘉永 五壬子年 十月 五日生  |
| 和銃貳文目貳分玉   | 同郡同村百九拾三番戶平民農 | 渡邊徳治工門  | 明治十一 戊寅年 一月廿二日生 |
| 和銃貳文目貳分五厘玉 | 同郡同村百九拾四番戶平民農 | 小林 萬五郎  | 文久 三癸亥年 一月廿四日生  |
| 和銃貳文目壹分玉   | 同郡同村百九拾五番戶平民農 | 小林 清常   | 嘉永 六癸丑年 六月十五日生  |
| 和銃貳文目五分玉   | 同郡同村百八拾八番戶平民農 | 渡邊與五右工門 | 天保十三壬寅年 四月 十日生  |
| 和銃貳文目五分玉   | 同郡同村七拾壹番戶平民農  | 渡邊與左工門  | 安政 五戊午年 六月 八日生  |
| 和銃貳文目三分玉   | 同郡同村同         | 同 人     | 同               |
| 和銃貳文目四分玉   | 同郡同村四十三番戶平民農  | 小林 徳太郎  | 安政 二乙卯年 一月十八日生  |



|          |              |       |         |        |
|----------|--------------|-------|---------|--------|
| 和銃貳文目四分玉 | 同郡同村六十四番戸平民農 | 小林 佐吉 | 文久 三癸亥年 | 九月十二日生 |
| 和銃貳文目貳分玉 | 同郡同村百四番戸平民農  | 三浦 其平 | 安政 四辛巳年 | 三月 八日生 |

この時報告されているのは三十七人、ピストル二丁、和製銃三十八丁となっている。その規格も一匁もんぶ八分玉から四匁玉とさまざまであるが、二匁三分玉前後のものが多く、狩猟が職業としてさかんであった当時がしのばれる。

趣味娯楽としてはやや趣を異にしているものに刀剣がある。日本古来の刀剣が持つ姿と格調高い気配に魅せられてこれを手にしたいという、いわば収集の趣味といえるかも知れない。しかし、全般的に刀剣を入手することはなかなか困難であり、まして、名のある刀剣は重要美術品として国または県の指定対象となり、稀少なものとなっている。一方、刀剣は先祖伝来の家宝として所持されている場合がある。

現在県内に所在する刀剣類は、その価値のいかんを問わずおよそ一万八千前後といわれている。村内で名のある刀剣としては、斉藤開三氏の著作である『山梨の刀剣』の中に、「紀州新刀」として、「一、脇差 銘紀伊国康永 一尺三寸二分 鳴沢村大石義士氏蔵」とあるのみである。

### 第三節 娯楽（芝居）

むかしの農山村の人びとにとって、娯楽の一つは、年に一回めぐってくる祭りであり、その祭りに際して行われる催し物だったであろう。祭りに娯楽が演じられることは当然であったとしても、祭例日かその前後に芝居が行われることがあった。明治二十八年（一九五三）に、本村においても山神社の祭りにあわせてこれを行っている。「興業願」と「許可証」がある。

演劇興業願

南都留郡鳴沢村大字鳴沢第百六十八番戸

興業主 渡 辺 徳 義

右者本村大田和組山神社例祭ヲ祝スル為左ノ俳優ヲ雇入レ来ル十月四日ヨリ晴天三日間毎日午后第一時ヨリ同第十二時迄放棄演劇興行仕度尤御規則之趣堅ク相守リ以取締之儀致聞敷候間御許可被成下様別紙御鑑札之写相添此段奉願候也

明治廿八年九月廿九日

右 渡 辺 徳 義  
保証人 小林 武 重 重

吉田警察分署御中

添付された鑑札の写しの一部をつぎに示すが、静岡県から十名の役者たちを招いている。

警第四六号

俳優鑑札

静岡県富士郡富士根村  
小泉六十九番地平民  
中村玉吉  
芸名  
中村玉吉  
天保十年四月生

明治廿六年  
九月五日  
静岡県

御印

警第廿九号

遊芸稼営業

静岡県富士郡富士根村小泉  
七拾壹番地平民  
道化手踊 中村玉吉

明治廿五年  
二月六日  
静岡県

御印

警第五拾二号

遊芸稼但三味線

静岡県富士郡富士根村小泉  
七十一番地中村玉吉二女  
中村玉吉  
十六年七ヶ月

明治廿三年  
十一月廿二日  
静岡県

御印

吉収第貳三八四号

山梨県南都留郡鳴沢村

渡辺徳義

明治廿八年九月三十日付演劇興行願ノ件許可ス

明治廿八年九月三十日

山梨県吉田警察分署印

とは明らかである。

岳麓地方では富士吉田市小見見に、古くから伝わる「吉田歌舞伎」があるが、鳴沢村の人びとも見物に行っていたようである。

渡辺喜八氏の「日々覚書」の中にも、「明治十四年五月二日芝居見に吉田へ行く」「九月二十七日前日の跡祝（蚕祝）のことで吉田座へ芝居を見に行く」などの記述がみられる。

見て楽しむ芝居がこうじると、中には自分たちで演じて人に見せて楽しむという形があらわれてくる。各地に伝えられる「地芝居」は、その一つの現れではないだろうか。前記の興業で招かれた役者たちにしても、営業鑑札の交付年月日が、いずれも明治二十五、六年に交付されたものであり、山神社で演ずる二年ぐらい前である。本来のプロであつたかどうか疑問が残るがさだかではない。

本村にも芝居をやるとういう人たちが現れたことがある。それは、明治二十六年のことであつた。明治二十六年九月二十五日付で十五人の村人が、南都留郡長あてに俳優の「営業鑑札御下付願」を提出し、同年九月二十六日付で鑑札が交付されている。営業鑑札であるから単に芝居を演じて楽しむ娯楽の域を出てしまふわけである。ところがこれ

これに対して出された許可証はつぎのようなものであつた。  
この時の興業主渡辺徳義氏は、区長か宮世話人の立場にあつた人と思われ、営利営業というよりも安い料金で村人を楽しませようとしたものと思われる。こうした芝居興業が毎年祭りのたびに行われたものかどうかは、記録がないが、すくなくとも娯楽としての芝居が、当時の村人から関心を寄せられていたこ

らの人たちは、三、四日後に全員が廃業届を出している。

地域での芝居については、民俗の章での考察にゆずり、ここでは娯楽がらみで若干触れるだけにとどめた。いずれにしてもこれらの事実は、芝居が当時の村人にとって、重要な娯楽の地位を占めていたことは間違いないであろう。

(笠井鎮雄)